

荒川小学校手をつなぐ親の会会則

第1章 総 則

第1条 この会は「荒川小学校手をつなぐ親の会」といい事務局を荒川小学校内に置く。

第2条 この会は特別支援教育の充実と啓発を図り、家庭および社会を明るくすることとを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 特別支援教育を振興させるための地域社会の啓発
- (2) 特別支援教育に関わる教材・教具や施設設備の充実
- (3) 特別支援学級児童の家庭相互の連携と親睦
- (4) 関係行政機関並びに諸団体との連携
- (5) その他本会目的に必要な事業

第2章 組織及び会員

第4条 この会は本会に賛同する会員をもって組織し、会費は年額300円とする。

第3章 役 員

第5条 この会の役員は、PTA役員が兼ね、特別支援学級の担当者が会計の経理にあたる。

第4章 会 議

第6条 この会の会議は、PTA総会と役員会を兼ねる。

第5章 会 計

第7条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第8条 この会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年の3月31日に終わる。

付則

この会の会則は昭和54年4月25日より実施する。

この会の会則の改正は、PTA総会の決議による。

平成29年4月28日 第2条に関する条文の一部改正

第3条に関する条文の一部改正

第5条に関する条文の一部改正

第6条に関する条文の一部改正

付則の一部改正